

会計年度任用職員（西区期日前投票事務従事者）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（西区期日前投票事務従事者）
採用予定人数	10人程度
職務内容	1 期日前投票に関する業務（受付、案内、名簿対照、用紙交付、会場設営撤去など） ※専用システムを操作して行う業務があります。 2 その他西区選挙管理委員会事務局次長が必要と認める業務
応募資格	地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 2 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	接客対応及びパソコン操作（文字・数字の入力程度）が可能な方
任用期間	選挙の公示（告示）日の前日から選挙期日の前日までのうち全日又は一部の期間 ※ ただし任用期間は令和7年度内となります。
勤務所属	西区選挙管理委員会事務局
勤務場所	西区民センター（札幌市西区琴似2条7丁目） 又は はっさむ地区センター（西区発寒10条4丁目） ※ 勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務日・時間	1 勤務日 1週間当たり5日を超えない範囲内で西区選挙管理委員会事務局次長が定める。 2 勤務時間 1週間当たり30時間を超えない範囲で西区選挙管理委員会事務局次長が定めることとし、1日当たりの割振りは次のいずれかから西区選挙管理委員会事務局次長が定める。 (1) A区分（6時間00分） 8時00分から14時45分まで (2) B区分（6時間00分） 8時15分から15時00分まで (3) C区分（6時間00分） 8時30分から16時15分まで (4) D区分（6時間00分） 9時45分から16時30分まで (5) E区分（6時間00分） 13時30分から20時15分まで ※ 時間外・休日出勤を命ずる場合があります。 3 休憩時間 西区選挙管理委員会事務局次長が勤務時間の途中に定める45分
週休日	1週間当たり2日以上割合で西区選挙管理委員会事務局次長が定める日
給与	1 支給区分：日額（6,731円） 2 支払日：翌月21日 3 給料表：会計年度任用職員事務補助職給料表 4 支払方法：指定口座への振込等 ※ 給料表は令和6年12月時点のものです。条例改正等により変更されることがあります。

	※ 詳細は、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則等をご覧ください。
諸手当	地域手当、通勤手当、時間外勤務手当
休暇	各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	任期が31日以上の場合には雇用保険適用
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※ パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<p>1 応募受付期間 令和7年5月30日（金）まで</p> <p>2 面接日程 随時</p> <p>3 合否決定時期 随時</p> <p>4 応募方法 上記の受付期間までに顔写真付き履歴書を下記まで持参または郵送 ※ 書類提出後、面接日時について電話で連絡いたします。 ※ 職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※ 選考結果については、面接後に書面でお知らせします。 ※ 選考の結果、合格となった方を選考成績の上位順に任用候補者として登録いたします。 ※ 選挙の執行が決定又は濃厚になった際に、任用候補者の上位の方から順に連絡し、応諾された方を正式に任用します。 ※ 任用候補者として登録された方であっても、選挙の際の必要従事者数により、任用しない場合があります。（登録は任用を保証するものではありません。） ※ 任用候補者として登録される期間は、令和7年度のみとなります。 ※ 選考結果に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先（募集者）・問合せ先電話番号】 〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目 西区選挙管理委員会事務局 宛</p> <p>※ 封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書きし、応募する職種（期日前投票事務）を明記。 TEL011-641-6922（直通）</p>
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。